

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

- 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例施行規則 1
- 富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 2
- 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3
- 富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する等の規則 4

告 示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可 5

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 7 号

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例施行規則

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例施行規則（平成25年富山県規則第26号）の全部を改正する。

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例（平成17年富山県条例第 8 号）第 1 条第 1 号の規則で定めるものは、富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第 14号）第 326条に規定する本庁の部長の職に相当するものとして人事委員会が認める職に任用されている職員とする。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第8号

富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 富山県単純労務職員の給与に関する規則(昭和34年富山県規則第42号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成20年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「100分の3」を「100分の2」に改める。

(富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年富山県規則第60号)の一部を次のように改正する。

附則第5項各号列記以外の部分中「差額」の次に「に相当する額から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円とする。)を減じた額」を加える。

(富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成24年富山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成18年規則附則第5項又は第6項の規定による給料の額」の次に「から当該給料の額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円とする。)を減じた額」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第9号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の13の項を削り、同表の13の2の項の左欄中「別表第1第28の2項」を「別表第1第28項」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の18の項を次のように改める。

<p>18 特例条例別表第1第33項に規定する建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、施行規則で定めるもの</p>	<p>(1) 法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告の受理及び県への送付</p> <p>(2) 法第17条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務</p> <p>(3) 法第22条第1項の規定による認定の申請の受理及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務</p> <p>(4) 法第25条第1項の規定による認定の申請の受理及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務</p> <p>(5) 法附則第3条第1項の規定による要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告の受理及び県への送付</p>
--	--

第4条の表の4の項の左欄中「別表第3第9の2項第13号」を「別表第3第9項第13号」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(市町村支援課)

富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する等の規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第10号

富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する等の規則

(富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の廃止)

第1条 富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年富山県規則第18号）は、廃止する。

(富山県土採取規制条例施行規則の一部改正)

第2条 富山県土採取規制条例施行規則（昭和47年富山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とする。

(富山県景観条例施行規則の一部改正)

第3条 富山県景観条例施行規則（平成15年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第8号中「富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年富山県条例第3号）第2条第1項の」を「都市計画法第58条第1項の規定による地方公共団体の条例に基づき」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（平成26年富山県条例第42号）による廃止前の富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年富山県条例第3号）第2条第1項の規定による許可に係る土の採取については、第2条の規定による改正後の富山県土採取規制条例施行規則第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都市計画課）

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第138号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

南砺市

2 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画道路事業

3・4・7号 谷今町線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成21年7月17日から平成27年3月31日まで

